



島根県報

平成25年4月9日（火）

第2,485号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（　　　　　）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2
保安林予定森林	（　　　　　）	2
補助金等交付規則第3条の規定によりしまね輸出促進支援補助金の交付の対象等を定める告示	（しまねブランド推進課）	3
内水面における遊漁規則の変更の認可（4件）	（水産課）	4

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	16
---------------	---------	----

【特定調達公告】

島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る一般競争入札の落札者等	（病院局）	17
島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（　　　　　）	17

【教委告示】

島根県指定有形文化財の指定	（文化財課）	18
島根県指定無形文化財の指定	（　　　　　）	18
島根県指定史跡の指定	（　　　　　）	18
島根県指定天然記念物の指定	（　　　　　）	18

【内水面漁管委告示】

平成25年度水産動植物の増殖計画		19
------------------	--	----

告 示**島根県告示第257号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア西日本	居宅介護支援	こころね居宅介護支援事業所渡橋町	出雲市渡橋町512番地	平成25年4月1日

島根県告示第258号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
またか鍼灸整骨院有限会社	通所介護	デイサービス どんちっ	益田市須子町15番16号	平成25年4月8日
	介護予防通所介護	ち		

島根県告示第259号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡美郷町港1182-5
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第260号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市清水町2060-1、2060-2、2060-5、2060-6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第261号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、しまね輸出促進支援補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定によりしまね輸出促進支援補助金の交付の対象等を定める告示（平成23年島根県告示第254号）は、廃止する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

しまね輸出促進支援補助金

2 交付の目的

自立的に海外販路開拓活動に取り組む県内事業者等に対して補助を行うことにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業、事業者、経費並びに交付の率及び限度額

交付の対象となる事業	事業者	経費	交付の率及び限度額
(1) 商談会、展示会、物産展等への参加	自立的に海外販路開拓活動に取り組む県内事業者（県内に主たる事業所を有する事業者（個人事業者を含む。）をいう。）又は複数の県内事業者で構成される任意のグループであって知事が適当と認めるもの	旅費、謝金、賃金、役務費、委託費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、会場費、会議費、輸送費、通信費、リース料その他知事が特別に必要と認める経費	交付の対象となる経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額（交付の対象となる経費に展示用機械工作物の輸送費又は会場費（以下「輸送費等」という。）を含む場合は、交付の対象となる経費（輸送費等を除く。）の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額に、輸送費等の2分の1以内の額又は400万円のいずれか低い額を加えた額）
(2) テスト輸出 (3) 販売促進活動 (4) 輸出向け商品の開発 (5) 海外ビジネス人材の育成 (6) その他海外市場への輸出展開や販路拡大に係る事業活動			交付の対象となる経費の2分の1以内の額又は100万円のいずれか低い額
(7) セミナー、勉強会、商談	県内市町村その他知事		交付の対象となる経費の2分の1以内の

会、展示会、物産展等の主催	が適当と認める企業、 団体等	額又は150万円のいずれか低い額
---------------	-------------------	------------------

備考

- 1 同一でない事業を複数行う場合の補助額は、各々の補助限度額を超えない範囲内において、合計550万円以内とする。
- 2 同一の事業について他の補助金等を受けている者は、対象事業者から除外する。

島根県告示第262号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

神戸川漁業協同組合 島根県出雲市古志町1655番地3

2 漁業権の免許番号

内共第3号及び第4号

3 変更の内容

対象魚種の明記、漁具漁法の変更及び漁場監視員であることを表示する腕章の廃止その他字句の修正
(変更前)

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸川漁業協同組合が免許を受けた内共3号及び第4号第5種共同漁業権（以下「内共3号、4号」という。）にかかわる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等)

第2条 (略)

2～3. (略)

4. 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第3項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。

但し、遊漁する場合において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

通常 漁 場	魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ（あまご、降海型やまめ、あまご含む）、ごぎ（いわな含む）、もくずかに
	漁具漁法	竿釣、手釣
	料金	1日 … 1,500円 1年 … 7,000円

2. 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄の通りとする。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料〔但しあゆ、うなぎ、ごぎ（いわな含む）、やまめ（あまご含む）については一般と同額〕

肢体不自由者	一般の1/2
--------	--------

3. 第2条第2項の規定により承認を受けた次表左欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料（次表左欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。）は、次の通りとする。

漁具漁法	期間	特別遊漁料
四ツ手網、投網、笠（もじ、もんどり）、瀬待網	1年	10,000円
投網、瀬待網	1日	2,000円

4. 前項の特別遊漁料は、神戸川漁業協同組合事務所及び理事会の決定に基づき組合が指定した場所において納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けた時は、同条第2項の承認を行った時は、別記様式（1）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付する。

（漁場監視員）

第10条 （略）

2. （略）

3. 特別に定めた漁場監視員は、別記様式（2）の漁場監視員証を携帯しかつ漁場監視員である事を表示する腕章をつけるものとする。

（変更後）

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸川漁業協同組合が免許を受けた内共第3号及び第4号第五種共同漁業権（以下「内共3号、4号」という。）にかかわる漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等）

第2条 （略）

2～3. （略）

4. 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第3項の遊漁料を納付しなければならない。

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。

但し、遊漁する場合において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

通常 漁 場	魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ（あまご、降海型やまめ・あまご含む）、ごぎ（いわな含む）、もくずかに
	漁具漁法	竿釣、手釣
	料金	1日 … 1,500円 1年 … 7,000円

2. 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄の通りとする。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料〔但しあゆ、うなぎ、ごぎ（いわな含む）、やまめ（あまご、降海型やまめ・あまご含む）については一般と同額〕
肢体不自由者	一般の1/2

3. 第2条第2項の規定により承認を受けて遊漁をする場合の遊漁料は、次の表の通りとする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、もくずかに
漁具漁法	投網
料金	1日 … 2,000円 1年 … 10,000円

4. 前項の遊漁料は、神戸川漁業協同組合事務所及び理事会の決定に基づき組合が指定した場所において納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けた時又は同条第2項の承認を行った時は、別記様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付する。

(漁場監視員)

第10条 (略)

2. (略)

3. 特別に定めた漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯するものとする。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年3月29日

島根県告示第263号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567番地1

2 漁業権の免許番号

内共第6号

3 変更の内容

漁具漁法等の制限区域の明確化、魚種(ふな)の削減、もくずがにの遊漁期間及び全長制限の変更並びに高齢者と中学生の遊漁料の額の変更

(変更前)

(目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎ、ふな、うぐい、おいかわ(はえ)、すずき、やまめ(あまご含む)、もくずがに)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁具、漁法等の制限)

第3条 (略)

2～3. (略)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア欄 魚種	イ欄 期間
あゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで

うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで
こい、ふな、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ（あまご、降海型やまめ・あまご含む）、 ごぎ（いわな含む）	3月1日から8月31日まで

2. (略)

3. 前項の公表は組合前掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

(全長制限)

第6条 次の表に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
もくずがに	甲羅幅6cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁する場合には江川漁業協同組合事務所又は、組合の掲げる場所において納付する。但し漁場監視員に納付するときの遊漁料は、遊漁料の額に500円を付加する。

水産動植物	漁具、漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)
ふな、こい、うなぎ、うぐい、すずき、おいかわ（はえ）、もくずがに	手釣、竿釣	1日	500
		1ヶ年	2,000
(略)	(略)	(略)	(略)

2. (略)

3. 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の遊漁料にかかわらず次の表のとおりとする。

肢体不自由者でその手帳を携帯している場合、70才以上の老人。（あゆ漁業を除く）		無料
あゆ漁業については一般の遊漁者1/2の遊漁料とする。		
小学生及び小学生未満のもの		無料
中学生	あゆ、やまめ（あまご、降海型やまめ・あまご含む）、ごぎ（いわな含む）、こい、ふな、うなぎ、すずき、おいかわ（はえ）、うぐい	1ヶ年 510円

4. (略)

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、江川漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき、やまめ（あまご含む）、もくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁具、漁法等の制限)

第3条 (略)

2～3. (略)

4. 江川本流及び支流の境界は河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の両岸の突端を境界とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア欄 魚種	イ欄 期間
あゆ	組合が定め公示する日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から11月20日まで
こい、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき	1月1日から12月31日まで
やまめ（あまご、降海型やまめ・あまご含む）、 ごぎ（いわな含む）	3月1日から8月31日まで

2. (略)

3. 第1項にかかわらず、もくずがに漁業については産卵保護のため、江川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日より禁漁とする。

4. 前項の公表は組合前掲掲示板及び山陰中央新報に掲載するものとする。

(全長制限)

第6条 次の表に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
もくずがに	甲羅幅7cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。遊漁する場合には江川漁業協同組合事務所又は、組合の掲げる場所において納付する。但し漁場監視員に納付するときの遊漁料は、遊漁料の額に500円を付加する。

水産動植物	漁具、漁法	期間	遊漁料
(略)	(略)	(略)	(略)
こい、うなぎ、うぐい、すずき、 おいかわ（はえ）、もくずがに	手釣、竿釣	1日	500
		1ヶ年	2,000
(略)	(略)	(略)	(略)

2. (略)

3. 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の遊漁料にかかわらず次の表のとおりとする。

肢体不自由者でその手帳を携帯している場合。（あゆ漁業を除く）	無料
あゆ漁業については一般の遊漁者1/2の遊漁料とする。	
中学生以下	無料

4. (略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年3月29日

島根県告示第264号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 島根県浜田市金城町波佐イ267番地10

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

魚種（もくずがに）の削減その他字句の修正

（変更前）

（目的）

第1条 この規則は周布川漁業協同組合が免許を受けた、第5種漁業権内共第8号にかかる、漁場の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている。水産動物「あゆ、うなぎ、やまめ（あまご、降海型やまめ・あまごを含む）、ごぎ（いわなを含む）、もくずがに」の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（遊漁料の納付義務等）

第2条 この漁場区域で、手釣、竿釣、たも網、竹籠の漁法によって、遊漁しようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の規定による、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法別遊漁料を納付しなければならない。

2. この漁場区域で、前項にかかげる漁具、漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁期間等遊漁内容を記載した、遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3. 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4. 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第3項の特別遊漁料を納付しなければならない。

（漁具、漁法の制限）

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
刺網	全長 10m以下
たも網	網口径 2m以下
籠（うなぎ）	竹籠 10筒以内

2. 当組合の漁場区域内においては、第4条第1項の規定による。あゆについては、公示の日から、1ヶ月以内は、手釣、竿釣以外の漁具、漁法を利用して、あゆを採捕してはならない。

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	5月20日から12月31までの期間内で組合が定め 公示する日から12月31日まで
うなぎ	〃
やまめ（あまご、降海型やまめ・あまごを含む）	3月1日から8月31日まで
ごぎ（いわなを含む）	〃
もくずがに	8月1日から11月30日まで

2. 前項の公示は組合前掲示板、または、山陰中央新報に公示するものとする。

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる地域においてはそれぞれイ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
支流 柚根西谷川	平成21年4月1日
支流 後山川	から平成25年12月31日まで

(繁殖保護のため)

(遊漁料の額および納付の方法)

第6条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して、遊漁する場合で金城町大字波佐イ267-10番地 周布川漁業協同組合において、納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、同一人が二種類以上の魚種について遊漁をする場合又は、二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、その内の最も高い遊漁料を支払えば良い。(ただし特別遊漁料については加算。)

漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を附加して得た額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ うなぎ	手釣、竿釣 竿釣、籠	1日	1,300 円
やまめ(あまご、降海型やまめ ・あまごを含む) ごぎ あまご	竿釣	1日 1ヶ年	1,300 7,000
もくずがに	竿釣、手釣	1日 1ヶ年	500 1,500

2. 次表左欄にかかげる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表相当右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無料
小学生及び、肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3. 第2条第2項の規定により、承認を受けた次表左欄にかかげる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料(次表左欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。)は、相当右欄のとおりとする。

遊漁の内容	期間	特別遊漁料
(魚種) (漁具、漁法)	1年	
あゆ 刺網		6,000円
〃 投網		3,000円

4. 前項の特別遊漁料は、次の場合においては納付するものとする。

金城町大字波佐イ267-10番地 周布川漁業協同組合

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき、または、同条第2項の承認を行ったときは、別記様式

(1)の承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとする。

2. 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
3. 遊漁証は他人に貸与してはならない。
4. 遊漁者は、遊場監視員の要求があったときは、遊漁証を掲示しなければならない。

(漁場監視員)

第9条 (略)

2. 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

様式第1

(略)

様式第2

(略)

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は周布川漁業協同組合が免許を受けた、内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、やまめ（あまご、降海型やまめ・あまごを含む。）、ごぎ（いわな含む。）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域で、手釣、竿釣、たも網又は竹籠によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、第6条第1項の規定による遊漁対象水産動物、漁具、漁法別遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域で、前項にかかげる漁具、漁法以外の漁具漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間等遊漁内容を記載した、遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第6条第3項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
刺網	網の全長 10m以下
たも網	網口径 2m以下
籠（うなぎ）	竹籠 10筒以内

2 この漁場区域においては、次条第1項の規定によるあゆについての公示の日から1ヶ月以内は、手釣又は竿釣以外の漁具、漁法を利用して、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月20日から12月31までの期間内で組合が定め 公示する日から12月31日まで
うなぎ	〃
やまめ（あまご、降海型やまめ・あまごを含む）	3月1日から8月31日まで
ごぎ（いわなを含む）	〃

2 前項の公示は、この組合前掲示板又は山陰中央新報に公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 水産動植物の繁殖保護のため、前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
支流 柚根西谷川	平成21年4月1日
支流 後山川	から平成25年12月31日まで

(遊漁料の額および納付の方法)

第6条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を利用して、遊漁する場合で浜田市金城町大字波佐イ267番地10 周布川漁業協同組合において、納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、同一人が二種類以上の魚種について遊漁をする場合又は、二種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、その内の最も高い遊漁料を支払えば良い。

(ただし特別遊漁料については加算。)なお、漁場において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を附加して得た額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日	1,300円
うなぎ	竿釣、籠	1ヶ年	7,000円
やまめ(あまご、降海型やまめ ・あまごを含む)	竿釣	1日	1,300円
ごぎ(いわなを含む)		1ヶ年	7,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、右欄のとおりとする。

未就学の幼児	無料
小学生及び、肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 第2条第2項の規定により承認を受けた次の表のア欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料(次の表のア欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。)は、ウ欄のとおりとする。

遊漁の内容	期間	特別遊漁料
(魚種) (漁具、漁法)		
あゆ 刺網	1年	6,000円
〃 投網		3,000円

4 前項の特別遊漁料は、次の場所において納付するものとする。

浜田市金城町大字波佐イ267番地10 周布川漁業協同組合

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき、または、同条第2項の承認を行ったときは、別記様式

(1)の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(漁場監視員)

第9条 (略)

2 漁場監視員は、別記様式(2)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

様式(1)

(略)

様式(2)

(略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年3月29日

島根県告示第265号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第10号

3 変更の内容

魚種（ふな）の削減並びに漁具漁法の制限の変更、禁止区域の変更及び遊漁承認証の様式変更

（変更前）

（目的）

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合が免許を受けた、内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、おいかわ（はえ）、うなぎ、やまめ（あまご含む）、ごぎ（いわな含む）、及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（漁具、漁法の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目3cm以上、網丈3m以内
刺網	網丈0.8m、網肩30m以内、網目3cm以上

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期間
(略)	(略)
こい、ふな、おいかわ（はえ）	1月1日から12月31日まで
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

（禁止区域）

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～オ（略）	(略)	(略)	(略)
あゆ友釣 ワを除く あゆ漁法	高津川	鹿足郡津和野町青原、青原駐在所前消防路下流端から同町同、添谷橋下流端に至る区域。	5月1日から8月14日午前5時まで
カ～ク（略）	(略)	(略)	(略)

2 (略)

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津1丁目43-24

同 日原出張所 鹿足郡日原町大字日原420-1番地

ならびに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表の通りとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む）
----	----	-------	----	--------------

第10種	あゆ、こい、ふな、お いかわ(はえ)	投網	日 年	4,000円 15,000円
第11種～ 第12種	(略)	(略)	(略)	(略)
第13種	こい、ふな、おいかわ (はえ)、もくずがに	竿釣	日 年	500円 1,500円
第14種	(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 中学生は年額とし、それぞれ下表のとおりとする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む)
第11種～ 第12種	(略)	(略)	(略)	(略)
第13種	こい、ふな、おいかわ (はえ)、もくずがに	竿釣	年	200円
第14種	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) (略)

3～5 (略)

(様式1)

第 号 平成 年 遊漁承認証	高津川漁業協同組合	(略)
遊 住 所		
者 氏 名	年 令 才	
承認期限	平成 年12月31日	
魚 種	第 種	
遊 漁 料	円	
発行月日	月 日	

(変更後)

(目的)

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合が免許を受けた、内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、おいかわ(はえ)、うなぎ、やまめ(あまご含む)、ごぎ(いわな含む)、及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目3cm以上、網丈3m以内
刺網	網丈0.8m、網肩37.5m以内、網目3cm以上

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期間
(略)	(略)
こい、おいかわ(はえ)	1月1日から12月31日まで
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ～オ(略)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
カ～ク(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津1丁目43-24

同 日原出張所 鹿足郡日原町大字日原420-1番地

ならびに当組合が指定する取扱所において納付するときの遊漁料は次の表の通りとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む)
第10種	あゆ、こい、おいかわ(はえ)	投網	日 年	4,000円 15,000円
第11種～ 第12種	(略)	(略)	(略)	(略)
第13種	こい、おいかわ(はえ)、もくずがに	竿釣	日 年	500円 1,500円
第14種	8略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 中学生は年額とし、それぞれ下表のとおりとする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般(消費税含む)
第11種～ 第12種	(略)	(略)	(略)	(略)
第13種	こい、おいかわ(はえ)、もくずがに	竿釣	年	200円

第14種	8略)	(略)	(略)	(略)
------	-----	-----	-----	-----

(3) (略)

3～5 (略)

(様式1)

<p>第 号 高津川漁業協同組合 平成 年 遊漁承認証</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>写 遊 住 所 真 漁 者 氏 名 年 令 才</p> </div> <p>承認期限 平成 年12月31日</p> <p>魚 種 第 種</p> <p>遊 漁 料 円</p> <p>発行月日 月 日</p>	<p>(略)</p>
---	------------

但し、写真の貼付はあゆ漁業に限る。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成25年3月29日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年4月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市古川町字川原478番1、字鷺湯457番1、492番2、504番
面積 5,439.22平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市古川町478番地1
株式会社さぎの湯荘
代表取締役 田辺 潔

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年4月9日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 物品名、規格及び予定数量
灯油 J I S 1号 610キロリットル
内訳 島根県立中央病院 220キロリットル
島根県立こころの医療センター 390キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
杉原石油株式会社 島根県出雲市大津町1121番地5
- 5 落札金額
灯油1キロリットル当たり 75,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年1月25日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程第133条（平成19年島根県病院局管理規程第9号）で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年4月9日

島根県立中央病院 病院長 中 山 健 吾

- 1 調達件名及び数量
島根県立中央病院医療廃棄物等処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部施設管理課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成25年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社衛生センター 岡山県岡山市南区当新田443番地の1
- 5 落札金額
40,740,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年2月12日

教 育 委 員 会 告 示**島根県教育委員会告示第4号**

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
彫刻	古面 附 古面 4面	4面	安来市清水町528	宗教法人清水寺

島根県教育委員会告示第5号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第20条第1項の規定により、次の無形文化財を島根県指定無形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

種 別	名 称	所 在 地	保 持 者
工芸技術	筒描藍染	出雲市大津町	長田 茂伸

島根県教育委員会告示第6号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、次の史跡を島根県指定史跡に指定したので、同条第2項において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
史跡	波来浜遺跡	1所	江津市後地町字波来浜 3348-3 3348-222 3348-292	江津市

島根県教育委員会告示第7号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第31条第1項の規定により、次の記念物を島根県指定天然記念物に指定したので、同条第2項において準用する同条例第4条第4項の規定により告示する。

平成25年4月9日

島根県教育委員会委員長 山本弘正

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
天然記念物	花の谷のサクラ	1株	邑智郡美郷町九日市589番	桜井 藤枝

			地1	
天然記念物	酒谷のオロチカツラ	1株	邑智郡美郷町酒谷219番地	増本 鈺紀
天然記念物	学舎のイロハモミジ	1株	邑智郡美郷町九日市118番地	美郷町
天然記念物	金言寺の大イチョウ	1株	仁多郡奥出雲町大馬木1060番地	宗教法人金言寺

内水面漁管委告示

島根県内水面漁場管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第127条の規定に基づく平成25年度水産動植物の目標増殖量は次のとおりである。

平成25年4月9日

島根県内水面漁場管理委員会会長 重本 吉徳

1 水産動植物放流計画

河川名	あゆ		うなぎ	こい	ふな		すずき	やまめ	わかさぎ	えび	もくずがに
	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	(千尾)	卵	(千尾)	(千尾)	卵	(kg)	(千尾)
	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(kg)	(万粒)	(kg)	(kg)	(万粒)		(kg)
内共第1号 宍道湖			15		60						
			450		1,500	600			4,100	400	
内共第2号 斐伊川	210		2.7		8			22.5			1.5
	1,428		200		120			570			30
内共第3号 神戸川（下流）	358.8		9.4		3.3		1.1	12			8.8
	2,450		310		66		10	300			175
内共第4号 神戸川（上流）	22.5		1.8		0.7			9.3			1
	200		60		14			250			20
内共第5号 神西湖					6						3
					60					10	40
内共第6号 江の川	2,000		12				5	10			50
	10,000		400				250	80			35
内共第7号 八戸川	350		1.7					30			
	2,700		50					300			
内共第8号 周布川	107		1.6					11.2			
	800		100					800			
内共第9号 三隅川	110		0.5					3			1
	495		30					68			50
内共第10号 高津川	800		0.5					90			10
	3,600		100					950			1
総計	3,958		45.1		78	600	6.1	188	4,100	410	75.3
	21,673		1,700		1,760		260	3,318			351

注：表示している桁数未満を四捨五入しているため、総計と内訳とは必ずしも一致しない。

2 産卵場造成計画

(面積：m²)

河川	魚種 あゆ	うぐい	おいかわ(はえ)
内共第2号 斐伊川		55	
内共第3号 神戸川(下流)	1,300		
内共第6号 江の川	3,000		
内共第9号 三隅川	600		
内共第10号 高津川	2,000		500